

令和元年 8 月 2 日

神奈川県労働局（局長 荻原俊輔）では、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定企業として、株式会社横浜銀行（本社：横浜市西区 代表取締役頭取 大矢恭好氏）の認定通知書交付式を行いました。



次世代育成支援対策推進法は、企業のみならず、国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健やかな育成を支援するための行動計画を策定することを定めています。

企業が自社の定めた行動計画の目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、認定（くるみん認定）を受けることができます。また、くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。



左:代表取締役頭取大矢様 右:神奈川県労働局長荻原俊輔

株式会社横浜銀行

＜所在地＞ 横浜市西区
＜事業内容＞ 金融業
＜常時雇用する労働者＞ 8,284 名（男性 2,636 名、女性 5,648 名）
うち有期契約労働者 3,509 名



1 一般事業主行動計画

○行動計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

○行動計画目標 仕事と子育てを両立させ、職業生活と家庭生活のバランスのとれた働きやすい環境を作ることによって、全ての行員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の目標に取り組む。

- 目標 1 育児休業の取得促進について、以下のとおりに取り組む。
男性：育児休業等の取得促進、女性：育児休業取得率 80%以上
- 目標 2 育児休業を取得しやすく、復職後も活躍できる環境を整備する。
- 目標 3 長時間労働改善に向けた施策を展開し、法定超時間外数について、平成 29・30 年度の 2 か年平均で平成 28 年度平均比 10%削減する。

2 目標に対する取組結果

- 目標 1 男性については、育児休業対象者及び上司に対する育児休業取得勧奨を行い、育児休業取得率は 51.8%であった。女性については、産休前ガイダンスの継続実施により、育児休業取得率は 100%であった。
- 目標 2 復職前のセミナーを継続開催、託児費用補助制度の導入、小学校就学时支援勤務制度の導入など復職後の就業環境整備を行った。
- 目標 3 法定超時間外数を 39%削減した。

3 計画期間中の育児休業等取得者数

＜男性＞ 130 名 （配偶者が出産した男性労働者 251 名）
＜女性＞ 288 名 （出産した女性労働者 286 名）

4 その他の特例認定基準達成状況等

- 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる、法定を超えた所定外労働免除制度及び短時間勤務制度
- フレックスタイム制及び勤務間インターバル制度の導入
- リフレッシュマンスの継続実施
- 時間単位年休の導入、1週間連続休暇やスポット休暇など、制度休暇（年次有給休暇）の拡充
- ワークライフバランス支援休暇及びワークライフバランス支援勤務制度
- 前向き子育てセミナーの開催
- 女性行員バリューアッププログラム（復職者面談、役員メンター制度の実施等）

神奈川労働局管内における「プラチナくるみん」認定企業は、7社となりました。

- 1 日産自動車株式会社
- 2 株式会社富士通ソーシャルサイエンスラボトリ
- 3 エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社
- 4 湘南信用金庫
- 5 リコーＩＴソリューションズ株式会社
- 6 株式会社マタハリー
- 7 株式会社横浜銀行